

平成27年度第1回

流山市地域包括支援センター及び地域密着型サービス運営協議会
議事録

日時 平成27年4月21日 火曜日 14時から16時 まで

会場 流山市水道局会議室

出席 長塚委員 大津委員 稲田委員 鈴木委員 井川委員 篠塚委員
浅井委員 黒田委員 岩井委員 池上委員 紺野委員 小山委員
濱田委員 大久保委員 宮本委員

傍聴者 なし

会長 議題(1)「地域密着型サービス事業者の新規指定について」ですがこの件につきまして、事務局より説明をお願いします。

事務局 担当からの説明の前に皆様におはかりさせて頂きたいと存じます。既に、皆様方の事前の配布資料の中に入れてさせて頂きましたが、事前意見徴収シートというものを、本日改めてお配り致しました。これについて説明させて頂きますと、この意見徴収シートについては、この運営協議会の理事の進行を円滑に進める目的で、予め質疑がある委員におかれましては、このシートで質問をお寄せ下さいというものでございます。

意見や質疑があった場合には事務局から意見の紹介、あるいはその質疑への回答を含め、説明させて頂く工夫をしています。もちろん皆様方におかれましては、改めてこの協議会の場で質疑・意見を頂くことも可能です。このような方式をとることについてこの運営協議会で続けさせて頂いてよろしいかどうか、改めて確認の意味でおはかりさせて頂きたいと思えます。

会長 事務局からありました件ですが、何か問題がある方いらっしゃいますでしょうか。なければ、この形式でよろしいですね。

事務局 それでは今後もこのような形式をとらせて頂きます。

事務局 では地域密着型サービス事業者指定について、説明に入ります前に、新規に指定となる「特別養護老人ホーム季の花」の施設長及び運営法人である「社会福祉法人あかぎ万葉」の理事長にお越

し頂いています。この場で、新規開設に至った経緯や運営方針等について説明をさせて頂きたいと思っておりますので、ここで事業者を入室させてよろしいでしょうか。

会長
事務局

お願いします。

それでは、議題の概要について説明を致します。資料 1-1 をご覧ください。

指定については、介護保険法に、地域密着型サービスの運営協議会委員の知見を活用し、意見を反映させた上で指定するものであると規定されていることから、今回の議題とさせて頂きました。

申請日は、平成 27 年 4 月 7 日付で特別養護老人ホーム季の花の新規指定申請を受け付けました。

住所は流山市西初石 5 丁目 69 番地の 1 です。指定期間は平成 27 年 5 月 1 日から平成 33 年の 4 月 30 日までとさせて頂きたいと思っております。

サービス内容としましては地域密着型の介護老人福祉施設で、事業規模は定員 29 名です。職員については、管理者 1 名、計画作成担当者 1 名、医師 1 名、生活相談員 1 名、介護職員 23 名、看護職員 6 名、栄養士 2 名、機能訓練士 1 名、介護援専門員 1 名となっております。施設は木造で、延べ床面積 4190.63 m²です。

特別養護老人ホームに併設されているショートステイと保育園が併設されております。

消防関連設備に関しては、スプリンクラーや自動火災報知機等を完備しています。

今回、事前に指定の資料を送らせて頂いた際に、予め委員からご質問を頂きました。質問内容として、①認知症のある方が外に出てしまったときのセキュリティはどうなっているのか。②指定確認書に「家事をどのように入所者に役割をもたせるのか」という基準の項目があります。洗濯物たたみや食器の片づけはどちらかと言えば女性の利用者に関する方に思えるということで、男性利用者の方に対しての対応どのようなことをお考えですか という質問がありました。また、③ショートステイ 10 床について、ロングショートという形で長く利用されることにより、常に同じ 10 名しか利用できなくなってしまうのではないのでしょうか。④

まだまだ地地域人の中には、特養に入っている利用者、特に認知症の人に対する考えが現実のものと違うと思われる。認知症の方が入所している施設ではどのように地域の方に認識してもらおうかというところをお聞きしたいということでした。

これらの質問を含めて、社会福祉法人あかぎ万葉理事長から説明をして頂きたいと思います。

事業者

流山市西初石 5 丁目の地に地域密着型介護老人福祉施設入所生活介護、「特別養護老人ホーム季の花」を 5 月 1 日から開設する予定となっております。

施設長は「特別養護老人ホーム月の船」と「特別老人ホーム季の花」を兼務します。

野々下にある特別養護老人ホーム月の船と同様、季の花についても保育所と併設しております。併設については、高齢者にとって子ども達との多くの交流を深めることによって、生きる喜びをいっぱい日常生活の中で味わって頂きたいという思いで、ずっと法人として行って参りました。

先ほど説明させて頂いた「特別老人ホーム月の船」でも交流を深めまして、高齢者にとってはメリットのある施設ではないかと私は思います。

季の花には、1 階に 4 月 1 日から運営しております定員 120 名の暁の星保育園があり、2 階、3 階に地域密着型の特養 29 床、そしてショートステイ 10 床の規模となっております。施設では子ども達と交流を深めまして、今度は地域、流山市内中の方が日常生活の中で本当に生きる喜びを感じて頂き、子供たちにとっては、高齢者となかなか接する機会の少ない中で高齢者に対して敬う気持ちを育成して頂ければという思いで開設準備をしてきました。

先程、4 点ほどの質問がありました。この件につきまして、施設長から説明させていただきます。

事業者

まず①認知症の方が、もし外に出て行った場合です。エレベーターや外の扉に電子機器を設置してセキュリティを管理しています。保育園とは中続きで扉が 1 枚あるのですが、普段からの交流を持ち、「あ、あのおばあちゃんは季の花のおばあちゃんだ。」

というふうに分かるようにしたいと思っています。保育園との扉を開けて、理解を得るようにしていきます。また、地域の皆様となるべく交流を持ち、万が一、外に出てしまっても、あそこのおじいちゃん、あばあちゃんだということを知るぐらいの交流を持っていきたいと思っています。

②については、女性男性というのは私達が思うほど、ご本人達はあまり考えていないのではないかなと思います。何でもお手伝いしてくれる方はお手伝いをして頂いていますし、男性でもお箸をみんなに出したり、お茶碗を片づけたり、という方が非常に多いです。

男性ができるという特色のあることというものは特にはないですが、月の船では、ちょっと高い所のカーテンの開け閉めなどは男性などが毎日行ってくれているユニットもごさいます。

多々、そのようなところは男性がやってくれるのではないかと考えております。③については、ショートステイを定時に使われている方もいらっしゃいます。毎週土曜日、日曜日にご家族がお出かけになられるということで、定期的にお使いになっている方々もいますが、そのような使用法も非常に重要です。

ロングショートが必要な方がいる場合もありますが、それですべて埋まるということはないよう心掛けております。

④です。認知症の人に対する考えが現実ものと違うと思われる地域の人たちに、どのような施設でどのような方が入所しているのかを認識してもらうためには、どのような運営をしていくのかということですが、やはり保育園と併設ですので、保育園のご家族様、もちろんそれは色々な行事を通し、なるべく外に出て、ご近所の方と顔見知りになったり、秋祭り等の際には、ご近隣の方をご招待したり、保育園の保護者の方と一緒に参加して頂いたり、地域に根ざして、なるべく親しくなっていきたいと考えております。

会長 ただいま事務局及び事業者からの説明につきまして、ご意見・ご質問がありましたら、ご発言をお願いします。

委員 あかぎ万葉さんがこれまで、福祉のほうでやってきたことを季の花のでして頂けると思いますし、そういう意味では、いいの

ではないかと思えます。

会長

ありがとうございます。他に、ご意見等いかがでしょうか。

私からですが、認知症の方の介護予防における説明と、認知症の方への支援が新しい介護保険の中で強化されています。認知症サポーターの育成がその中にあると思うのですが、地域包括支援センターに依頼すれば、認知症サポーター養成講座を出前でやってくれますので、そういったものを活用しながら、地域の認知症サポーターの育成などをして頂くと非常にいいかなと思っておりますので、是非検討して頂けたらと思えます。

それでは、ご意見、ご質問も出尽くしたようですので、議題(1)につきましては、ただいま出された意見等を踏まえ、事務局において適切に手続きを進めるようにお願いします。

事務局
会長

それでは、事業者を、退室させたいと存じます。

引き続きまして、議題(2)「地域包括支援センターの職員変更について」を事務局からお願い致します。

事務局

それでは、議題(2)「地域包括支援センターの職員変更について」ご報告致します。配布資料 2、2-1 をご用意ください。

今回、4月1日付で変更があった、地域包括センターは東部地域包括センターと南部地域包括センターの2カ所になります。

まず、東部地域包括センターの変更内容ですが、地域包括センターの機能強化のために看護師が1名新規に採用されました。

職員数が合計で5名となっております。今回新規に採用された看護師につきましては、前職の中で訪問看護や地域連携室相談員、退院調整の看護師として勤務しており、地域保健等に関連のある看護師となっております。

また、南部地域包括センターの変更内容ですが、3月末に主任介護専門員でもありました、センター長の退職がありました。その退職に伴う変更となります。新たな主任介護専門員の配置と看護師がセンター長になっております。

東部地域包括センター、南部地域包括センター共に、地域包括支援センターにおくべき保健師、主任介護専門員、社会福祉士の3職種が配置されており、変更後においても基準を満たしていることをご報告致します。

なお、本日追加しました資料 2-1 に、市内 4 つの地域包括支援センターの職種別の配置状況をまとめましたので、ご参考にして下さい。

会長 ありがとうございます。ただいまの地域包括支援センターの職員変更についての説明につきまして、何かご意見・ご質問等ございましたら、発言願います。

委員 特になし。

会長 それでは議題(2)につきましては、事務局からの報告を了解致しました。引き続き、議題(3)地域包括支援センターの第三者評価についてを議題と致します。事務局からお願い致します。

事務局 流山市地域包括支援センター第三者評価について説明致します。地域包括支援センターの第三者評価事業につきましては、この 4 月の介護保険法の改正により地域包括支援センターの設置者が事業の質の評価を実施することに努めることまた、地域包括支援センターの運営状況に関する情報を公開するように努めることといった、努力義務が課せられております。

流山市では、平成 25 年度から先駆的にこの取り組みを開始し、26 年度に本格的に事業を実施を致しました。本日配布の資料が昨年度の評価事業の抜粋となります。これと合わせ、事業の目的や実施内容、評価方法について説明加え、1 冊のファイルにまとめて市民の方に公表しています。公共機関、ホームページ上で公開をしております。

まず、この評価事業の概要について説明をさせていただきます。第三者評価の実施目的は、地域包括支援センターが業務運営を公平公正に実施しているかどうか、効果的に行っているかどうかを第三者によって評価、チェックすることにより、センター業務を充実させるねらいがあります。評価事業を導入し PDCA サイクルの考えに基づき課題を明らかにしつつ、より良いセンター運営を推進することとしています。同時に、評価事業を市民の方に広く公表することにより、センターの存在や、運営内容を市民の方に PR し、市民の方の信頼を増す狙いもあります。

更に、地域包括支援センターの職員の方が更なるステップに意欲を持って取り組んでほしいという狙いも含んでおります。

次に、具体的な実施方法を説明致します。資料3のスケジュールをお手元にご用意ください。今年度は、26年度の事業を評価対象としております。地域包括支援センターから提出がありました実績報告書と包括支援センターの現地に出向きまして、ヒアリング調査を実施して評価してまいります。評価項目につきましては、本日お配りしましたA3の資料に項目が書いてございますが、現在7つのテーマに沿った評価項目、具体的には、1つ目が体制整備と計画的な運営について、2つ目が個人情報適切な管理及び活用について、3つ目が総合相談支援業務について、4つ目が権利擁護業務について、5つ目が認知症者及び家族への支援について、6つ目が介護予防マネジメントについて、そして7つ目が包括的継続的ケアマネジメント業務についてとなっております。

評価項目につきましては、今後評価委員と打ち合わせを行う中で、多少の追加や変更が生じるかもしれません。

評価委員の評価結果については、地域包括支援センターに伝え、既に作成してある、27年度の事業計画の中にすぐに取り組めるようなものであれば27年度の計画の中に取り組みを追加して頂いて、今年度の事業にすぐに活かしてもらえそうなスケジュールを組んでおります。

最終的には、7月下旬までには評価結果をまとめ、運営協議会に報告をさせていただきます。その後、秋頃に市民の方に公共施設での閲覧、ホームページ上で公開する予定となっております。

以上です。

会長

ただいま第三者評価のスケジュールについて説明がありましたが、これにつきまして、何かご意見・ご質問等ございましたら、発言お願いしたいと思います。

委員

スケジュールについてはわかりましたが、評価の報告が7月の中旬です。そこで27年度の事業計画の策定というような仕組みになっているのでしょうか。通常ですと、事業計画は、事業年度の始めに、あるいは前年度の終わりに策定して、4月からスタートしますが、このスケジュールの進め方はどのようになっているのでしょうか。

事務局

4月当初に、既に各地域包括支援センターからは、今年度の事

業計画は頂いています。更により良いものになるように今たっている事業計画にプラスした形のもの載せて頂いて、秋以降に順次取り組んで頂くという流れにしております。

委員 運営協議会の役割というのは報告を聞くというように理解してもよろしいでしょうか。

このことで私自身も運営協議会が実質的に地域包括支援センターの事業計画に何かをチェックをいれるということはないと思いますが、7月中旬に27年度事業計画策定と表記してしまいますと、もう第一四半期終了後に事業計画を策定するのかという感じがしました。

事務局 地域包括支援センターでは4月当初に事業計画をすでに提出を事務局にして頂きまして、実施し頂いております。

この評価事業の始まる以前までは、5月の運営協議会の際に地域包括支援センターの事業計画を説明させて頂き、意見を反映させて頂くというようなこととしておりました。

地域包括支援センターの評価事業を始めるにあたり、色々と意見を頂きました。事業計画にできる限り評価委員会の意見を反映し、始められるものはすぐに着手するという仕組みがよろしいのではないかというような意見が評価委員会のだいたいを占めたということがありまして、評価委員の皆様にご意見を頂きながら地域包括支援センターがすぐに取り組めるものはすぐに取り組んでいく、そして計画も4月に一度出したものを手直しして作り直す。

ここでは7月下旬と書いてありますが、もう少し早い時期になるかもしれません。いずれにしても6月から7月にかけて、運営協議会で、評価委員会による評価を反映した成果品として計画を説明させて頂き、計画を見直した上でこういうふうな事業に転換してきている、機能してきているということも説明をさせて頂きたいという仕組みをとっているわけがございます。そのようなことを、この運営協議会全体のおきましては、7月前後のタイミングにはなりますが、見直し後の事業計画書として報告させて頂くというような進め方をさせて頂いている次第です。

会長 それでは他に、ご意見ご質問等をお願い致します。

委員

この評価をどういう方々が行うのかご説明がないので、意見を差し控えてたのですが、終わってしまうという機会がないので発言させていただきます。

私は、1期から携わりまして1期、2期とやらせて頂きました。評価する側も1期、2期同じメンバーでやってきました。評価する側もある一定の目線なり議論なりができるのが評価ですし、また、対応するセンターのほうもこの評価点を理解して対応してくれるようになりました。これは大変良かったと思います。

介護保険法でも27年度の4月から第三者評価とは具体的に変わってはいないかもしれませんが、同じようなことを各自治体で行いなさい、市民に公開しなさい、ということになります。評価という意味合いが大変重くなっております。評価をする能力なり視点なり技能なりをもっていないと、ある程度レベルの上ってきたものを相手に評価をするということは難しいかと思えます。

今回は去年と同じように5名を選んで評価を実施するというのであれば、評価委員になる方はそれぞれのご専門家ではあるけれども、評価ということにどこまで能力をもっているのでしょうか。地域包括支援センターのほうは評価を受けてかなりのレベルにはなっているとは思いますが、結論を申し上げますと、これだけ重要になってきた第三者評価、包括支援センターへの影響、あるいは法律に明記された、ということを考えますと、外部の評価できる専門の方が数名必要だと思います。そうでないと、1期、2期まで順調に上がってきた評価のレベルが上がらないがために、地域包括センターのレベルが上がらないということになってはいけないのではないのでしょうか。

もし私が選ばれた時、第3期の役割はどのようなことかと思うし、1期、2期と評価できたのは前委員の方がいらっしゃったからだと思います。前委員の方が本当に色々なことを理解しておられて、鋭い質問もされて、それを我々がまとめていったということです。その委員がいない中、どのような評価委員を選任して、今年度実施しようとするのか、申し上げた意見も踏まえてご回答頂ければと思います。

事務局

この評価事業に実直な思いを込めた意見を頂きましてあり

がとうございます。委員の選任の説明の前に申し上げさせて頂ければ、地域包括支援センターがこの評価事業を、1年目は試行的に実は年度の途中、秋頃から実施したと思います。

昨年度から本番ということで、このような時期から実施ということになりました。

その2回の評価を行って頂きましたが、その中心は前委員がいらっしゃいましたが、市民の代表である被保険者、あるいは民生委員の代表の方、市民感覚、利用者感覚で、実直率直な意見が地域包括支援センターの仕事力を上げ、また質を向上させているというように私は地域包括支援センターと日々、仕事を通じた付き合いをしていく中で感じています。そういった意味では、地域包括支援センターの評価事業について、本当に研究者に入って頂くという必要が絶対にあるとも限らないのではないのでしょうか。地域包括支援センターを利用する立場の方々として、こういうふうなものがあったら便利だなというような、利用者目線で評価して頂く、これが地域包括支援センターに緊張感を生ませ、また意欲を引き出す、こういうような評価になるのではないかと考えております。

評価委員について質問がありました。事務局からの提案を含めまして、説明させて頂きたいのですが、今回は、この評価制度の公平公正さを、この評価委員会にもお願いしたいということで、利用者目線ということで、被保険者の代表、民生委員を代表する方お1人、そして専門的立場、あるいは専門的知識をお持ちの方ということで、介護支援専門員の代表する方1名と、そして地域ケアに関する学識経験を有する委員1名という5人体制でお願いをしてきました。

事務局としてはもう一年度、この構成でぜひお願いをできたらと思っております。たいへん良いバランスだと事務局としては考えております。また、その上で評価委員会の皆様方とも、この評価制度を継続発展させて頂くために評価委員をどうするのかぜひ話し合っていきたいと思っております。それはまたこの皆様の場で報告して、意見を頂きたいと思っております。

委員について、大変恐縮ですが、事務局からご指名をさせて

頂きます。まず介護保険被保険者の代表の委員から、紺野委員、岩井委員そして民生委員を代表する委員として小山委員、そして介護支援専門員を代表する委員として浅井委員、そして地域ケアに関する学識経験を有する委員として大久保委員に評価事業にお力を賜ればと考えておりますので、議長を通じてご意見を頂きたいと思っております。

会長 それでは、今事務局のほうから具体的なご提示がありました
が、何かご意見がありますでしょうか。

事務局 事務局である介護支援課長から説明させて頂いた通り、第三評価は昨今、この地域包括支援センターだけではなく、社会福祉法人等にも、非常に強く求められてきている制度だと認識しております。従いまして、委員のおっしゃる通り、専門家の的確な視点からアドバイスを行って、評価を行っていく、というこれが実際の流れと考えております。ただ、もう一方ではその背景の中には、やはり法制度とそれから一番大事なものは市民です。結果を公表する相手は誰なのか、第一は市民の皆様だと思います。そうしたときに、この今までは皆様方をお願いしてきた第三者評価というのはどのように市民サイドに受け入れられているのか、まず、ここをじっくり検証することが必要ではないかと思っております。例えば先ほど委員からスケジュールの話が出ました。繰り返しになりますけれども、4月に事業計画を各事業者から提出して頂くわけでございます。ここで一番肝要なことは、5月下旬から6月上旬に行う第三者評価委員のヒアリング、そしてすり合わせです。

この制度が実施開始から1年をかけて、定着してきて事業者にも受け入れられるようになっております。そして、その事業者が行う、7月上旬に行う行為、これは事業計画の策定ではなく見直しだと思っております。ですから、この行為が、事業者がこの運営協議会の意見を真摯に受けとめて、市民サービスへの向上を目指すということから、自分たちが立ててきた事業計画を更によりよいものにしていくんだ、このプロセスをまず市民の皆様にも再度、公表させて頂いて、ご意見を賜る。このようなことも重要なことではないかと思っております。従いまして、先ほど課長が申し上げた通り、もう1年お時間を頂き、指名させて頂いたメンバーの皆様方

にこのプロセスをもう一度履行して頂き、市民の皆様方にご意見、ご要望を受け賜って頂くことも重要なことと思っております。

従いまして、事務局としては、いろいろな方の意見、観点、もう少し専門的な見地が必要ということも十分に存じ上げておりますが、もう1年この軌道に乗せて、市民の皆様から地域包括支援センター自体をご理解頂く、役割をご理解頂く、そして一歩ずつ進めていく。こういうことも重要ではないかなと思っております。

会長
委員

どなたかご意見はありますか。

専門家もお一人入って頂いて、今年は無理だって分かっていますが、入って頂いたほうがいいというのは、4つの地域包括支援センターごとに自己評価を先にしていくわけですが、その自己評価のレベル、同じレベルなのに自己評価が違う等、そういう評価を我々素人ではなかなか難しいのです。それで、どうしても地域包括支援センターの自己評価に引っ張られやすい、特に第1期の場合はそうだったので、そこをかなり第2期では議論して修正したんですけれども、しかし、それを受けて事業計画の見直しをするセンターにとっては、どうして「◎」が「○」になったのか、評価委員の評価というのは正しいんだろうかという、疑念があり、そういうところで、我々はこんなに一生懸命やって、十分なレベルに達していると思っているのに、評価委員は評価してくれないという、そういうことがかえって評価を受ける側にとってマイナスになるのではないかと、また、そのことが市民の目に触れる場所に置かれてしまうということもあるので、やはりいずれ専門の方も入れて、評価、修正についてもご意見を賜れるような第三者評議員にしていかないとレベルは上がらないし、受けて側にとってもプラスにならないのではないかとこの思いがありまして、ご意見を申し上げさせて頂きました。

事務局

ありがとうございます。

まだ、この評価自体が、流山の先駆的な事例と、先ほど自己評価させて頂いたところがございます。従いまして、このような評価を他の自治体で市民の皆様を中心としたメンバーの事例があるのか。あるいはその評価委員に対するアドバイスをして頂ける

ような専門機関があるのか。あるいは先ほど申し上げた社会福祉法人に専門的に指導をしているような第三者評価の関係機関があるのか、こういうところが私どもが行おうとしているこの評価にプラスになるような材料を持ち合わせてはないだろうかなど、申しわけないですが、我々に勉強の機会を与えて頂き、皆様方とこの評価の持つ内容、そして市民の皆様がなるほどと理解して頂けるような、制度の濃さと言いますか、そういうものを少し駆け足で勉強したいと思います。

それと並行し、あわせて行って参りたいと考えておりますので、1年間ちょっと長い目でみて頂ければ幸いに存じます。

よろしくお願い致します。

会長

ありがとうございます。

他にご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

それでは、事務局からお名前が上がりました委員の皆様お願いできますでしょうか。

委員

難しいことですが、勉強させて頂ければありがたいです。

委員

今年は引き受けさせて頂きます。

会長よろしくお願い致します。私も教員という立場で学生を評価しなければいけないのですが、評価というのは、自分自身も学生だったときのことも含めまして、評価するのもされるのもつらい仕事だなと日々思っているところでもあります。また中立な立場で評価するというのは非常に大変だと思います。

評価というのは客観的にやらなくてはいけないものなのですが、どうしても主観というものが反映されがちです。それに関して、本当にそうなのか、相手がいうことの実背景が本当に確かかどうか判断することは難しいと思いますので、ぜひ事務局には第三者評価委員の支援をお願いしたいと思います。

事務局

ありがとうございます。なるべくご負担にならないように研究して参りたいと思います。

よろしくお願い致します。

会長

スケジュールに関しては、スケジュールは、資料のとおり進めて頂くということでよろしいでしょうか。

委員

はい。お願いします。

事務局 具体的なスケジュールにつきましては、5人の委員の方々と事務局で相談させて頂きたいと思っております。

会長 よろしくお願ひ致します。

会長 それではよろしいでしょうか。議題を進めて参りたいと思ひます。最後の議題です。議題（4）その他について、事務局から何かありますでしょうか。

事務局 事務局からご報告させて頂きます。

今年度のこちらの運営協議会の中で、地域包括支援センターの市民の方への認知度を上げるためにサブネームを作らせて頂きたいとご相談致しました。

そのサブネームについて今回報告させて頂きます。

「高齢者なんでも相談室」を地域包括支援センターのサブネームとさせて頂きます。色々な案がございましたが、高齢者の窓として最も分かりやすい、皆さんが聞いてすぐ分かって頂けるということで、このサブネームに決定しました。

今後につきましては、このサブネームを市民の方に広く周知し、より地域包括支援センターを相談しやすい窓口にしていきたいと考えております。

また、広報6月11日号に介護保険の特集を組んでおります。ホームページにも掲載させて頂きたいと思ひます。まず報告をさせて頂きました。ありがとうございました。

以上でございます。

会長 よろしいでしょうか。

それでは、副会長からお話をお願い致します。

副会長 少しお時間を頂きたいと思ひます。この会で医師会を代表として出席させて頂いています。皆さん方は介護が必要な方への支援、介護を受けないように予防をしようとしているお仕事です。その中で医師がどう関わっていくのかということが我々医師会にはみえないんですね。それぞれの現場で、それぞれの医師が好き勝手にやっているのではないか、というふうに思えます。介護に医療が全く関わらなくていいのか、介護をやる中で病気が発生したので、それを医者にみせるということでもいいのか。あるいはもっと介護の中に医療の知識をもってる職種、看護師あるいは

医師が入り込んだほうがいいのか。そういったところが全く分かりません。これから介護の時代になると予測されています。そこに医師が全部関わっていくというのは無理かもしれませんが、ただ、医師なしで、医療職なしで、あるいは看護職がいればいいのか、よく分かりませんが、もっと単刀直入に言うと皆さん方に、医者にこういう仕事をしてくれないかという事を聞く場所がないのです。僕自身も含めてたぶん医師会は。

医師会の代表として来ているので、皆様方から率直な意見を聞いてそれを医師会に伝えたい。過去の3年間で色々触発されて自分自身でやっていることは増えてきましたし、それなりに効果もあります。

グループホームでの看取りということも、運営協議会に参加をして気が付いた事です。そうすると思わぬところにおいしい芽ができてしまったという事もあるので、できれば私だけではなく、医師会員がそれを知ってほしい、分かってほしい。つまり医者というのは病気を治してなんぼという、治すことにしか目がいていません。これから先、それだけで皆様方はいいのか。それは皆様方は日頃、現場で仕事をされてて、あるいは利用されていて、どのように感じられているのか、率直に聞かせて頂きたい。それにより医療と介護がスムーズにやっていける。医師の言いなりになっているというのでは上手くやっていけないんじゃないかというのが、僕自身の経験による思いです。

それを広く、実のあるものにするために、すぐにということではありませんが、すぐにはできないと思いますが、この場で教えて頂きたいと思っています。

委員

自身の家族が、精神科に行ったとき、先生は介護を受けなさいという事は絶対おっしゃらなくて、嫁が市役所行って相談し、それで先生に意見書をもらい、介護を受けるようになりました。介護のことは、先生は一切おっしゃらなかった。薬だけ頂いて、介護のアドバイスはなかったですね。

副会長

どうもありがとうございます。

実はそのことも検討しようと思っていることです。認知症に対する対応とは、医師は薬を処方するだけという方が圧倒的に多い

です。それにしか頼れないと思っている医者も非常に多いです。このデイサービスの有効性を医師は知らない。

医者からデイサービスに行きなさいということをお勧めするべんですが、それを知らないんです。これは認知症をみていくうえで非常に大事なことで、既に私は考えていまして、以前介護支援課長のいる場でお話させて頂いたんです。デイサービスでの認知症の対応能力を向上、規律化するということが何かできないか。勉強会をするということも、そこに医師を入れて勉強して頂き、デイサービスを利用する事でこんなにも良くなるというような事例を報告して頂きながら医者にみせる、知らせるという事もやっていきたいとも思っています。

その他にも、多々あると思いますので私に話を聞かせて頂ければと思います。この中で正式な議題として取り上げて頂いてもよろしいと思いますので、皆様方にそういう意気込み、立場をしっかりとって頂いて、医師会に物申すというと大袈裟ですが、言って頂きたい。

そうしないと医師はいつでもでたっても治す医者でしかない。

これは多分、使いものにならない。介護と一緒に仕事をする医師というのはそれだけでは無理だと思いますし、広い視野をもって介護の事も知った上で、診て頂かなければ、患者さんを診ていく立場でないというのが、ここで勉強させて頂いた私の現在の考え方です。医師会の中に、ことあるごとに広めていきたいと考えていますので、ぜひご意見を賜りたいと思います。貴重なご時間を頂いてありがとうございました。宜しくお願ひします。

委員

今委員がおっしゃったことは、本当に知らない方が多いのです。それがまさに地域包括支援センターの仕事ではないかと思いません。ですから地域包括支援センターが、もっと外に出て周知させるようなことをしなければ、全然だめだと思っております。私自身も副会長がおっしゃった、医療と介護と予防と、テレビを見たり本を読んだりして、思っていることがあって、皆さんから聞いたこともたくさんありますが、本当に医者が知らない事が多くて、介護予防や薬が不要になるというノウハウは沢山ある。本当は医師の皆さんに勉強して頂けたらなあということが沢山あります。

事務局

次回の開催については、6月の中旬を予定させていただきます。日程につきましては決まり次第ご通知させていただきたいと思っております。よろしくお願い致します。

会長

私は、介護保険が始まる前から介護のようなものに携わってきました。時代が大きく変わったと感じます。介護保険が始まった当初は、主治医の意見書を書いてもらうのも非常に大変でした。そういったところを、もっと発言して分かって頂くような運営協議会にしていかなければなと思いました。

以上で本日の議題の協議がすべて終了致しました。ご協力ありがとうございました。